

認定区分と利用できる施設

新制度では、3つの区分の認定(右表)に応じて利用できる施設が決まります。そのため、希望施設への申し込みの際には市による認定が必要です。申込手続きの時期などについては、従来と大きな変更はありません。

認定区分	区分の内容	利用できる施設
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳～小学校就学前のお子さんで教育のみ希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定(満3歳以上・保育認定)	満3歳～小学校就学前のお子さんで「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園、認定こども園
3号認定(満3歳未満・保育認定)	満3歳未満のお子さんで「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園、認定こども園、地域型保育

幼稚園などを希望の場合(1号認定)の利用手続き

- ①幼稚園など施設に直接利用を申し込みます。
※市が必要に応じて利用支援します。
- ②施設から入園の内定を受けます。
- ③施設を通じて利用のための認定を申請します。
- ④市が施設を通じて認定証を交付します。
- ⑤施設と契約します(④と前後する場合あり)。

保育園などを希望の場合(2号認定・3号認定)の利用手続き

- ①市に「保育の必要性」の認定を申請します。
- ②市が認定証を交付します(利用先の内定通知と同時の場合あり)。
- ③市に保育園など施設の利用を申し込みます(①と同時の申し込みも可)。
※平成27年度の入園申し込みは下記参照。
- ④申請者の希望や施設の利用状況などにより、市が調整し、利用先を決定します。
※必要に応じて市が利用可能な施設のあっせんなどもします。
- ⑤利用決定した施設と契約します。

※認定こども園を利用する場合、1号認定の方は「幼稚園などを希望の場合」、2号認定・3号認定の方は「保育園などを希望の場合」の流れが原則となります。

保育認定(2号認定・3号認定)と保育の必要量

保育園などでの保育を希望する場合に必要な保育認定(2号認定・3号認定)を受けるためには、「保育の必要な事由」(下記)のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要な事由

- ・就労(フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働など、すべての就労)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の病気や障がい
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・就職活動(起業準備を含む)



- ・就学(職業訓練校などにおける就職訓練を含む)
 - ・虐待やDVの恐れがあること
 - ・育児休業取得中に、すでに保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
 - ・そのほか、上記に類する状態として市が認める場合
- ※同居親族がお子さんを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

保育の必要量

就労を理由とする利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

- ①「**保育標準時間**」利用
フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- ②「**保育短時間**」利用
パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)
※②の就労時間の下限は、1カ月48時間(1日4時間、月12日)です。

保育料について

新制度での幼児教育・保育の保育料は、保護者の住民税に基づき、認定区分や保育時間に応じて決まります。新たな保育料の額は、現行の保育料を踏まえ市が定めます。くわしくは今後、市ホームページなどでお知らせします。

※施設によっては、保育料のほかに実費負担などが生じる場合があります。
※新制度に移行する幼稚園にお子さんが通う場合は、所得に応じた保育料になります。新制度に移行しない幼稚園の場合は、これまでと同様に「就園奨励費補助金」が支給されます。

平成27年度保育園などの入園申し込み

問 子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎内線2732

人 平成27年4月1日からの入・転園を希望する方(26年度の入園を待機中または新年度の転園を希望する方を含む)

※新生児の入園を希望する場合は、27年2月17日(火)までに出産予定の方(ただし実際の出産日が2月4日(火)以降の場合は選考対象外です)。

申 11月11日(火)～20日(木)午前9時30分～午後4時(土・日曜日も受付)に、必要書類を下記受付会場へ

◇受付会場

11月11日(火)～16日(日)=三鷹市公会堂さんさん館

11月17日(月)～20日(木)=第二庁舎4階242・243号会議室

※保育園・認定こども園(保育認定児)・地域型保育の入園受付です。
※入園案内は同課、市政窓口、保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで配布しています。みたか子育てねっとホームページ [HP](http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/) <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/>からも入手できます。

市外の保育園の入園申し込みも、受付は三鷹市です

申 入園を希望する自治体の締切日の10日前までに同課へ。必要書類などは申込先の自治体にご確認ください

平成27年度学童保育所の入所申し込み

問 児童青少年課(市役所4階41番窓口) ☎内線2713

人 ①平成27年4月に新1～3年生になるお子さんで、保護者が就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童、②現在、市内学童保育所に在籍中で、27年4月以降も引き続き入所を希望する児童

申 11月14日(金)～25日(火)午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日も受付)に必要書類を下記受付会場へ

※上記期間を過ぎた申し込みは、第二次選考以降の対象となります。

◇受付会場

11月14日(金)～16日(日)=三鷹市公会堂さんさん館

11月17日(月)～25日(火)=第三庁舎311号会議室

※申込用紙は同課、三鷹市社会福祉協議会、市政窓口、市内の学童保育所・保育園・幼稚園で配布しています。

◇育成料など

育成料=月額6,000円、おやつ代=月額1,500円
※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯などに対する減免制度があります。

障がいのあるお子さんの入所申し込み

人 27年4月に新1～3年生になる障がいのあるお子さんで、保護者の就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童

申 10月31日(金)～11月6日(木)午前9時～午後5時(正午～午後1時・11月3日(祝)を除く。1日(土)・2日(日)は午前9時～正午のみ受付)に必要書類を同課へ

※申込用紙は同課、三鷹市社会福祉協議会、北野ハピネスセンターで配布しています。
※現在、学童保育所に在籍中のお子さんの申込用紙は、通所している学童保育所を通して配布しています。